様式第１（第４条関係）

記　載　例

※整理番号	
※審査結果	
※受理日	年　月　日
※許可番号	

火薬類消費許可申請書

申請書を受理した日付けとなります。（空欄でもよい。）　年　月　日

豊橋市長　佐原　光一　様

○○神社祭礼青年団
（代表者）氏　名　会長　○　○　△　△　印

名称	○○神社祭礼青年団						
事務所所在地（電話）	豊橋市○●町◎番地　（△△）○○○○						
職業	会社員						
（代表者）住所　氏名（年令）	豊橋市○●町◎番地 ○　○　△　△（□□歳）　000−000−0000						
火薬類の種類及び数量	打揚煙火	9 Cm玉	Cm玉	Cm玉	Cm玉	Cm玉	Cm玉
		6 個	個	個	個	個	個
	噴出煙火	400 g	2,400 g	g	g	g	g
		20 本	12 本	本	本	本	本
	仕掛内容	百花園	仕掛煙火				
		3 台	4 台	台	台	台	台
目的	○○神社祭礼余興のため						
場所	豊橋市○□町△番地　○○神社（噴出、仕掛） 豊橋市○□町□△地内　○▲小学校（打揚）						
日時（期間）	自　平成23年　○月○日　○時より　○時まで 至　平成23年　○月▲日　雨天順延日　○月□日						
危険予防の方法	1.　火薬類取締法施行規則第56条の４の煙火の消費の技術上の基準を厳守します。 2.　煙火の消費計画書どおり消費します。 3.　煙火の消費作業に従事する者は一定の標識を付する。 4.　煙火取扱従事者には消費作業に従事する時までに保安教育を受けさせます。 5.　噴出煙火については国の噴出煙火に関する保安基準のほか市の補完基準を厳守します。						

代表者の電話番号を記載してください。

噴出煙火がある場合は、噴出煙火消費計画書を添付のこと

雨天順延について確認してください。

備考　※印の欄は、記載しないこと。

様式第２（第４条関係）

見　　取　　図（概略）

（消費場所への案内図）

○　概ね把握できる略図を記載する。

消費場所が確認できる程度の案内図を記載する、若しくは地図等を添付する。

様式第４（その１）（第４条関係）

煙火消費計画書

（該当する□印の中にレ点を付け、その他の場合は［　　］の中に具体的に記入すること。）

1　煙火製造業者の氏名（名称及び代表者氏名）、住所及び電話番号

煙火の購入先の業者名等を記載する。

主催者における煙火責任者名を記載する。

2　主催者における煙火消費責任者としての総括責任者及び総括責任者を補佐する者の氏名。

	氏　　名	主催団体での役職名
総　括　責　任　者	□ □ □ ○	○△○（例:煙火長など）
同　上　補　佐	□ △ □ ○	○○△（例:副煙火長、煙火長補佐など）

3　煙火の管理

煙火置場

□　設置しない

事前に仕込みが完了し、保管すべき煙火がない場合のみ記載する。

電気点火等のため消費中に保管すべき煙火はありません。また、消費準備中は煙火の管理に留意し、火災及び盗難の防止に努めます。

☑　設置する

ア　位置　☑　打揚筒及び仕掛煙火の設置場所並びに火気の取扱所から当日の天候等やむを得ない場合を除き、20 メートル以上離れた風上とする。

□　地形上やむを得ないため打揚筒の場所から［　　］メートルの位置とする。

イ　構造　（当日の天候等により変更する場合もある。）

□　小屋組　□　テント張り　□　シート張り　☑　有蓋車

□　その他　例:防炎シートで完全に覆う。

ウ　責任者氏名　○ △ ○ △

エ　容器　☑　木製　□　段ボール製　□　難燃性・不燃性容器

□　その他　例:防炎シートで完全に覆う。

4　煙火の取扱い

（1）　消費場所内の運搬

☑　有　□　無

煙火置場から筒場への移動等をいう。原則として木製又は不燃性容器等とし、段ボール箱による場合は火の粉が入らないような措置をしてください。

（2）　容器　☑　木製　□　段ボール製　□　難燃性・不燃性容器

□　その他　例:防炎シートで覆う。

（3）　筒場等における取扱い

☑　容器に収納し、取り出しの都度完全に蓋又は覆いをする。

□　その他　例:防炎シートで完全に覆い、消費の都度取り出す。

（4） 点火の方法

☑ 電気　□ 焼金　☑ ロー火　□ 導火線・速火線

☑ その他 例 ランス　振込棒等

点火方法(複数の場合あり)
・焼金は、早打ち
・ロー火は、単発打ち
上記は直接点火のため防護措置が必要です。
・電気点火、導火線点火等の場合は、離隔距離に応じて防護措置等が必要になります。
・噴出煙火の場合は、業者によってロー火とかランスと記載されますが、仕掛煙火はランスで点火するのが一般的です。
・台付噴出煙火の点火を振込棒でする場合も記載してください。

（5） 消費の順序等

種類 / 時間	打揚 9cm 玉	噴出 400g	噴出 2,400g	百花園	仕掛煙火
○時○分～○時△分	2				
●時○分～●時△分	2				
◎時○分～◎時△分	2				
□時△分～▲時▲分		20	12	3	4
時　分～　時　分					

5 煙火の種類

☑ 打揚煙火　申請書記載のとおり。なお、袋物・吊物の消費はしない。

☑ 仕掛煙火　別添明細のとおり

☑ 噴出煙火　別添噴出煙火消費計画書のとおり

6 危険予防の方法

（1） 警戒措置

☑ 煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域（配置図のとおり）の進入可能な境界に柵又はロープ等をして、その付近に警戒札（赤旗、立て札等）を掲げるか警戒員を配置し、関係者以外の者の立入を禁じ、安全を確認のうえ消費します。なお、消費準備中は、火災、盗難及び事故防止のため、必要な警戒措置を講じ関係者以外の立ち入りを制限します。

□ その他

（2） 交通規制

道路通行止めをする場合は必要

☑ 有（道路管理者又は警察署の指示に従い一時規制を行う。）

□ 無

（3） 防護措置等

□ 不要（離隔距離２０メートル以上）

☑ 要（離隔距離 0メートル）

仕掛煙火等も含めて、打ち揚るものの径が 3cm を超えるものがある場合は、記載する。(例:0メートル、5メートル未満)

防護措置等

☑ 畳、ポリカーボネート又は鋼板あるいはこれらと同等程度の機能を有する防護措置を行います。

☑ ヘルメット等の安全対策の実施。

打揚煙火、仕掛煙火に従事する場合は、ヘルメット等着用とし、防護措置が必要な場合は、両方にチェックしてください。

（4） 不発煙火の回収

ア 回収指揮者氏名 ○○○○

イ 回収従事者数 5 名

ウ　回収の時間　終了後　終了時から　●　時まで

翌　日　◎　時から　▲　時まで

暗くなってから打ち揚るものがある場合、翌日も回収が必要。

7　事故発生時の措置

直ちに消費を中断し、人身事故の場合は救命措置を講じ、火災の場合は消防機関に通報する。また、現場の保存と安全対策を行い警察官に届出ると同時に許可行政庁に通報する。

【通報先：許可行政庁】

行政庁名	豊橋市長（消防本部 予防課 予防グループ）
電話	（　０５３２　）　５１　－　３１１５　　※　土・日・休日・夜間の場合は消防指令センター（０５３２－５２－０１１９　内線４２１）へ。

8　煙火取扱従事者等（噴出煙火消費者については、別紙）

従事者名簿

氏名	生年月日	住所	作業分担	保安手帳		経験	
				有	無	有	無
○○○○	S.○△	○○市○○町△△	全	○		○	
○○○○	S.○△	○○市○○町△△			○	○	
○○○○	S.○△	○○市○○町△△			○	○	
○○○○	S.○△	○○市○○町△△			○	○	
○○○○	S.○△	○○市○○町△△					
○○○○	S.○△	○○市○○町△△	警備員		○		○
○○○○	S.○△	○○市○○町△△	連絡員		○		○
○○○○	S.○△	○△市○○町△△			○		○

※　１　作業分担の欄には、統括責任者に◎印、筒場責任者に○印、煙火置場責任者に△印を記載する。なお、小規模で責任者を兼務する場合は全と記載する。

２　煙火取扱従事者との連絡あるいは危険区域内の警戒措置等のため危険区域に立ち入ることが必要と主催者が認めた者は、安全確保の指導を受けヘルメット等の安全対策及び関係者であることがわかる措置を講ずることとし、作業区分欄に役割を明記すること。

従事者名簿に記載されている方でも、保安距離内に立入り、写真撮影をすることは厳禁です。また、警備で保安距離内に立入る場合は、記載のうえ、安全確保に必要な教育を受講させてください。

9　消費場所配置図

- 打揚筒、仕掛煙火、噴出煙火、煙火置場、防護材、打揚煙火点火位置（直接点火以外）、焼金用コンロ等の位置及びそれら相互の距離並びに筒場等からの安全な距離を明示すること。
- 危険区域の範囲及び警戒措置（柵、警戒員等）を明示すること。

・消費する煙火（打揚筒など）から、安全な距離の表示、危険区域（立入り禁止区域）の範囲と警戒措置の方法がわかるように記載する。
・打揚筒の固定方法（綱・麻ロープなど）を記載する。
・打ち揚るものの径が 3cm を超えるものがある場合は、防護措置の方法又は防護措置が不要となる理由（20m 以上の離隔距離を確保して電気点火する、5m 以上離れて電気点火など）を記載する。
・煙火置場を設ける場合は、煙火置場と消費場所との安全な位置関係を記載する。
・その他煙火等相互の安全な位置関係を記載する。

注：当日の風向等により変更することがあります。なお、変更する場合においても危険区域境界まで安全な距離を確保し、危険区域の変更は行いません。

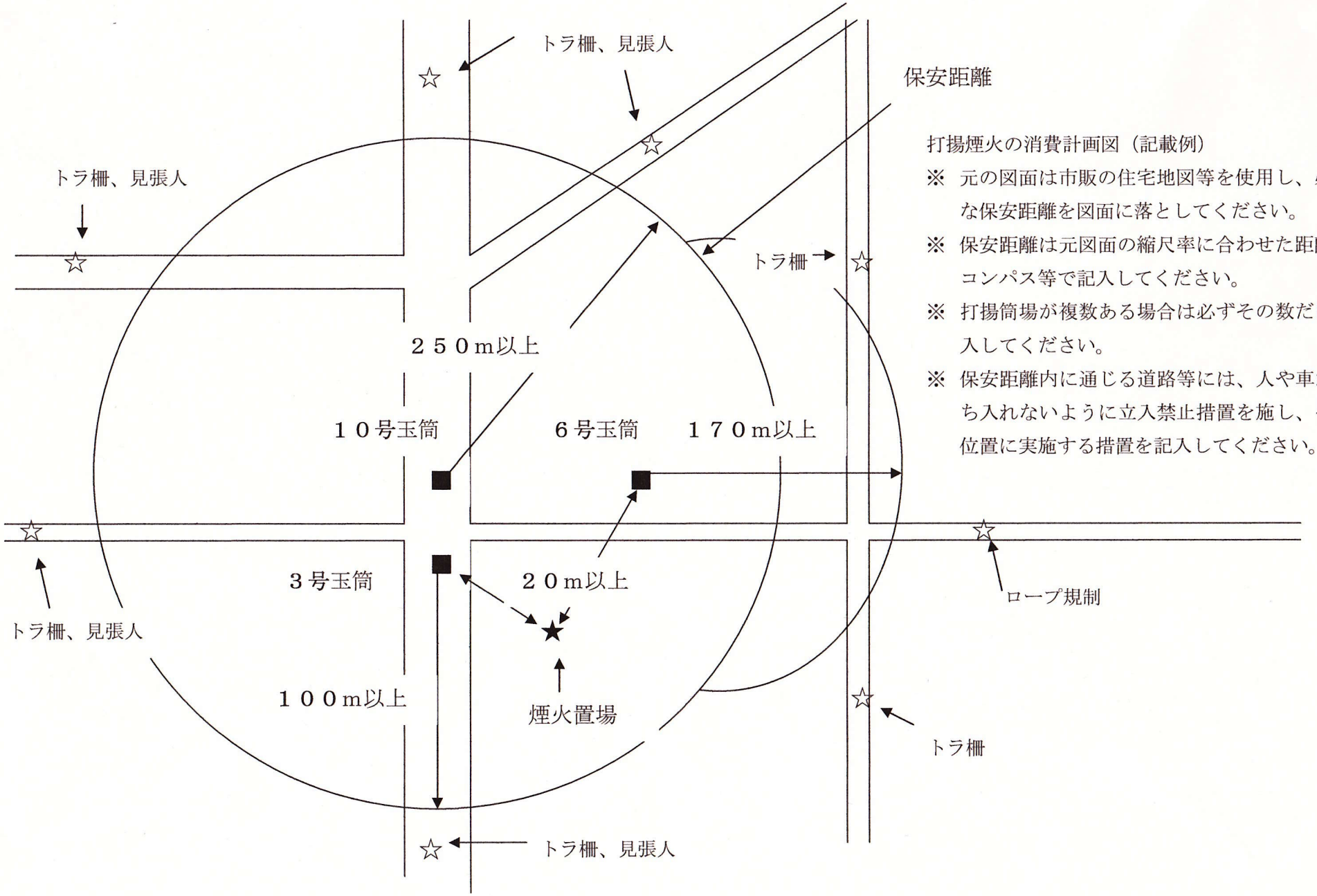

打揚煙火の消費計画図（記載例）

※ 元の図面は市販の住宅地図等を使用し、必要な保安距離を図面に落としてください。

※ 保安距離は元図面の縮尺率に合わせた距離をコンパス等で記入してください。

※ 打揚筒場が複数ある場合は必ずその数だけ記入してください。

※ 保安距離内に通じる道路等には、人や車が立ち入れないように立入禁止措置を施し、その位置に実施する措置を記入してください。

広場にて仕掛煙火を消費する場合の記載例

※ 中国煙火、花束等で球状、筒状を問わず打揚がるもので径が３０mm以上のものになると、保安距離は５０メートルとなります。

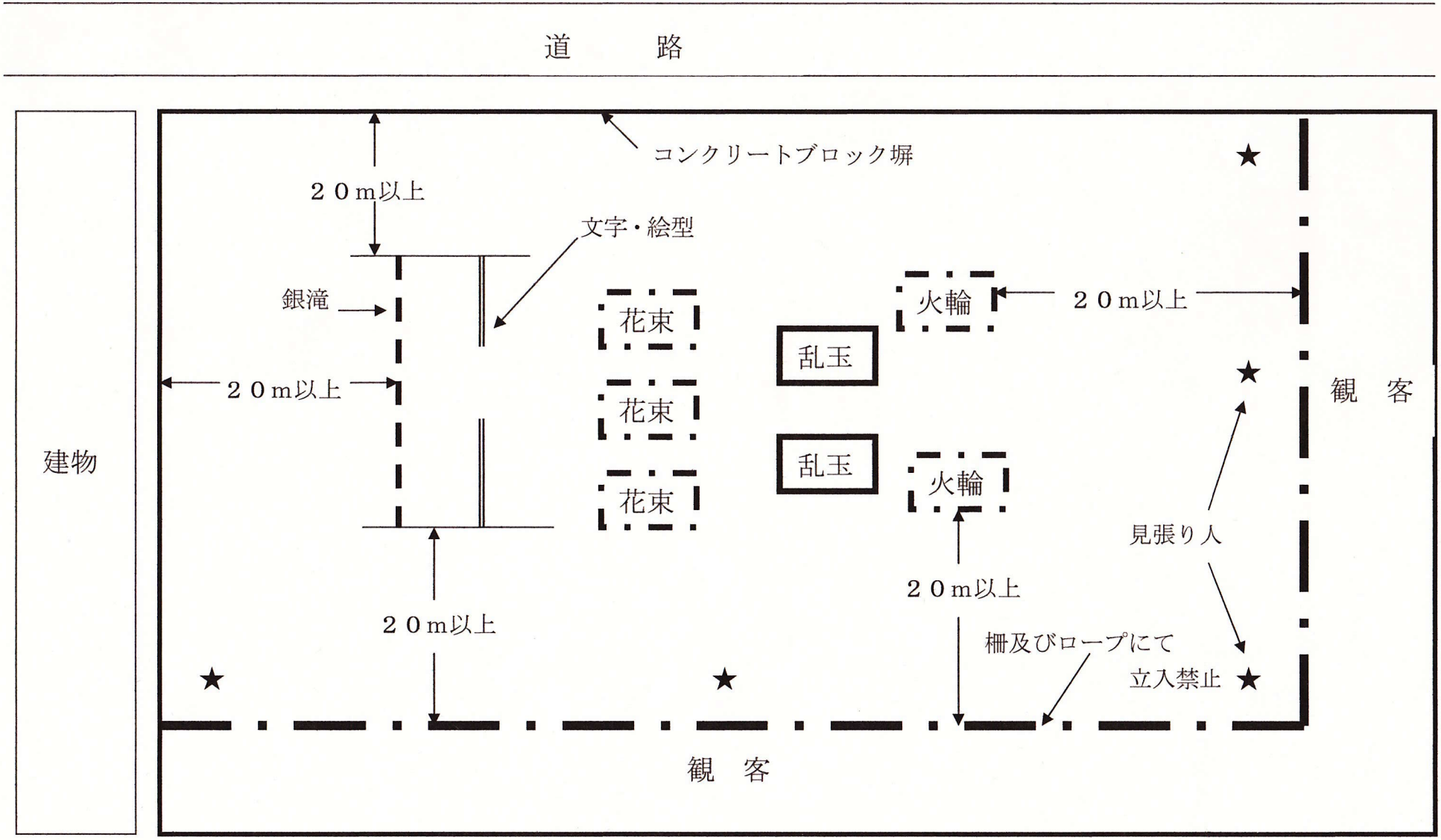

神社境内にて手筒２４００ｇを消費する場合の記載例です。（必要事項を記入して、消費方法をわかりやすく記入してください。）

※ 各薬量における保安距離については、申請書に添付してある別表第４、５を参照してください。

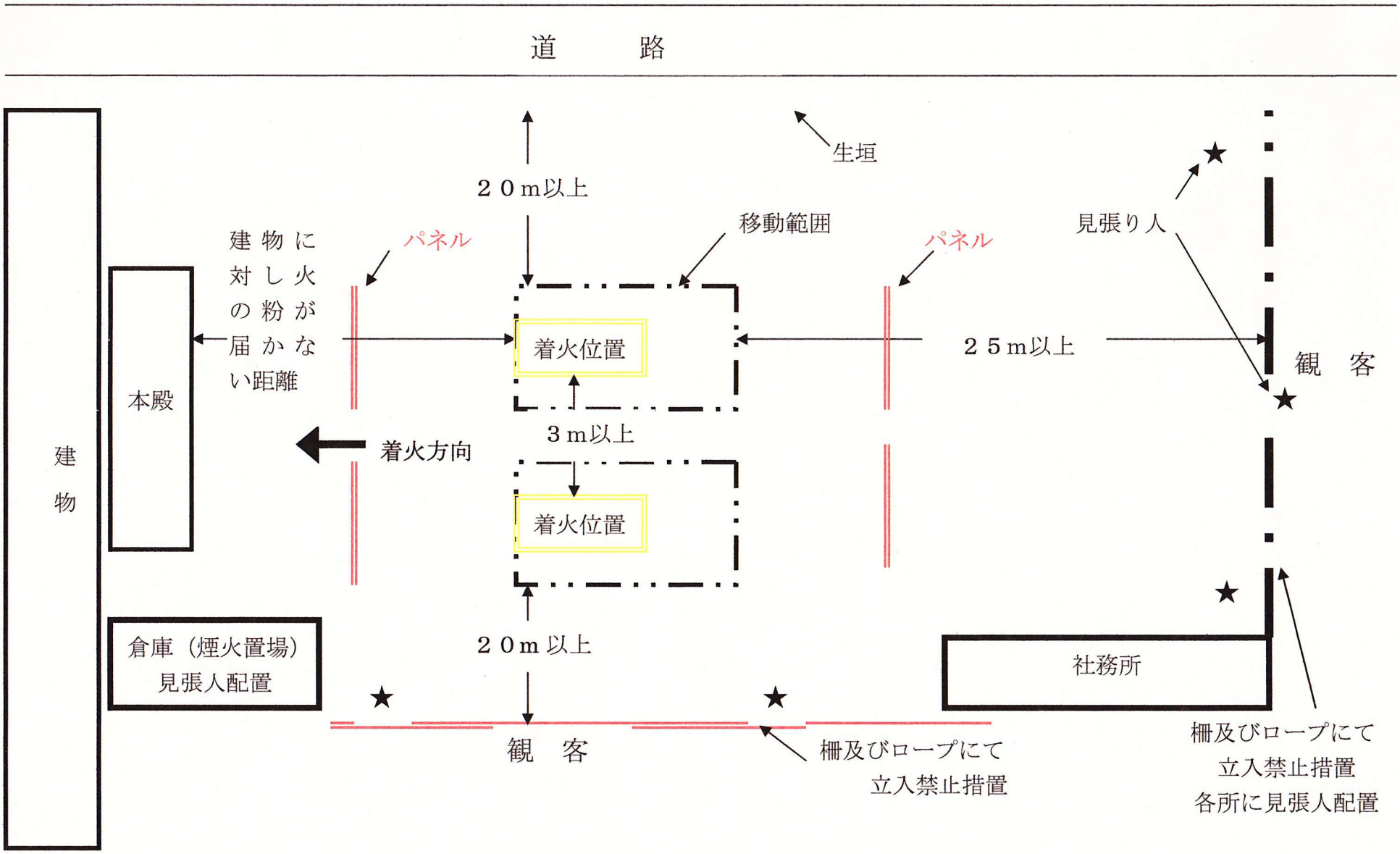

神社境内にて手筒２４００ｇを消費する場合の記載例です。（必要事項を記入して、消費方法をわかりやすく記入してください。）

※ 各薬量における保安距離については、申請書に添付してある別表第４、５を参照してください。

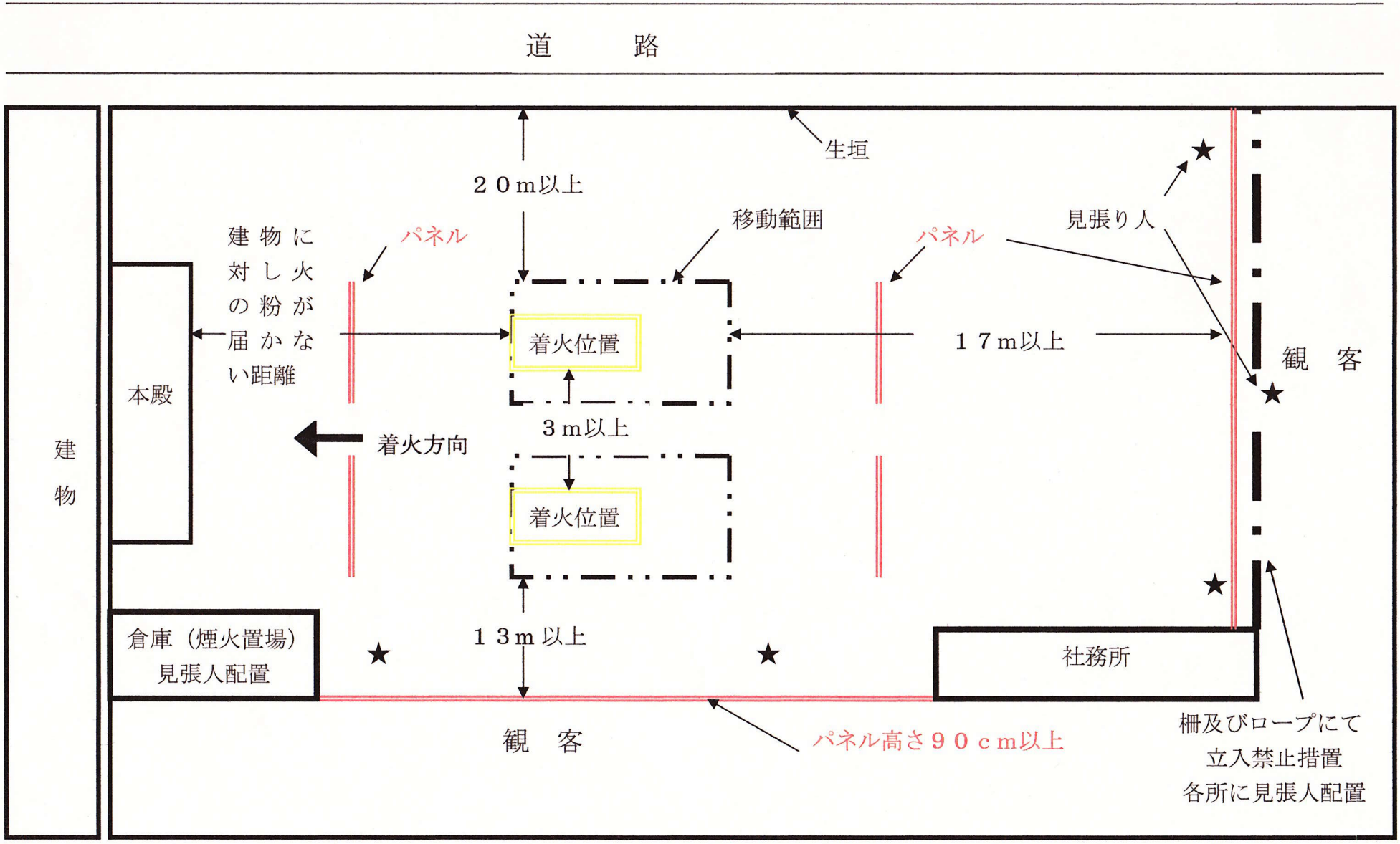

１０　仕掛煙火の明細

・　仕掛煙火の構造、固定方法等を示した図面を添付すること。

・仕掛煙火の内容と固定方法がわかる図面等を添付する。（輸入煙火については輸入煙火明細書を添付する。） ・仕掛煙火のうちに打ち揚るものの径が 3cm を超えるものがある場合は、防護措置の方法又は防護措置が不要となる理由など（例：20m 以上の離隔距離を確保して電気点火する。5m 以上離れて電気点火）を記載する。 ・各種煙火を組み合わせて一連の消費によって演出効果を出すものについては仕掛煙火１としてカウントしてもよい。この場合、組み合わせの明細を添付する。

記　載　例

仕掛煙火の記載について

仕掛煙火とは一連の消費によって演出効果を表すものをいい、一連の消費をまとめて仕掛煙火１台としてカウントすることができます。（例：文字絵型、銀滝、中国煙火複数、百花園まとめて一連の消費で１台）　各種煙火を組み合わせて一連の仕掛煙火として消費する場合は、組合せ明細を添付すること。

［組合せ明細の記載例］

仕掛煙火

１台目（３）※	①文字絵型	２ｍ×２ｍ　３台	（詳細は別紙１－①）
	②中国煙火	錦冠彩珠 30 連　２台	（詳細は別紙１－②）
	③中国煙火	彩鳳求鳳 100 連　１台	（詳細は別紙１－③）
	④スターマイン		（詳細は別紙１－④）
２台目（６）※	①　大花輪		（詳細は別紙２－①）
	②　中国煙火	金拉手 49 連　１台	（詳細は別紙２－②）
	③　中国煙火	錦冠彩珠 30 連１台	（詳細は別紙１－②）
	④　仕掛乱玉		（詳細は別紙２－④）
３台目（７）※	仕掛乱玉		（詳細は別紙３）
４台目（９）※	仕掛乱玉	１台	（詳細は別紙４-①）

□

金拉手 49 連　２台　（詳細は別紙２－②）　□□

錦冠彩珠 30 連　２台　（詳細は別紙１－②）　□□

※　カッコ内の数字はプログラムの番号です。

様式第４（その２）（第４条関係）

噴出煙火消費計画書

1　臨時作業従事者等の保安教育計画

（1）保安教育の日時及び場所

月　日	時　間	場　所	備　考
○月　○日	◎時　○分～　○時　○分	○△会館	○△地区
○月　△日	◎時　○分～　○時　○分	●△会館	●△保存会
月　日	時　分～　時　分		
月　日	時　分～　時　分		

※　保安教育を分けて行う場合は、備考欄に対象とする地区名、保存会名等を記載すること。

（2）保安教育責任者　煙火製造業者における保安教育の責任者氏名

同時に消費する最大本数

2　薬量別の噴出煙火消費計画

薬　量	本　数	手筒　台付　の別	製造業者名	同時消費本　数	消費時の移動の有無※
400 g	20 本	手筒・台付	○○煙火	4 本	有・無
2, 400 g	12 本	手筒・台付	〃	2 本	有・無
400 g	4 本	手筒・台付	〃	4 本	有・無
g	本	手筒・台付		本	有・無
g	本	手筒・台付		本	有・無
g	本	手筒・台付		本	有・無
g	本	手筒・台付		本	有・無

※　消費時の移動とは、手筒を移動しながら消費するもので、筒を持ち上げる際の移動は含まない。

3　保安距離等

保安距離の緩和の有無　☑ 有　□ 無

高さ 90cm以上の不燃性又は難燃性の防護パネルを観客の前に設置する場合記載する。

項　目	保安距離	保安距離緩和の場合の措置内容
噴出煙火を横にして点火する場合の吹き出し方向の前後	20 m	（1）パネル等の種類 合板・畳・鉄板・その他（　　） （2）パネル等の高さ 90cm・180cm・その他（　　）
筒の側面	20 m	（1）パネル等の種類 合板・畳・鉄板・その他（　　） （2）パネル等の高さ 90cm・180cm・その他（　　）

4　噴出煙火消費従事者

別紙名簿のとおり

噴出煙火消費従事者名簿

No.	氏　名	生年月日 (消費経験の有無)	噴出煙火の内訳（手筒、台付及び薬量別）						製造者名	備考
			手・台	手・台	手・台	手・台	手・台	手・台		
			400 g	2,400 g	400 g	g	g	g		
1	○○○○	S・○・○ （有・無）	2	2					○ ○ 煙火	
2	○○○○	S・○・○ （有・無）	2	2					2	
3	○○○○	S・○・○ （有・無）	2	1					3	
4	○○○○	S・○・○ （有・無）	2	1					4	
5	○○○○	S・○・○ （有・無）	2	1					5	
6	○○○○	S・○・○ （有・無）	2	1					6	
7	○○○○	S・○・○ （有・無）	2	1					7	
8	○○○○	S・○・○ （有・）	2	1					8・11	
9	○○○○	H・○・○ （有・）	2	1					9・12	
10	○○○○	S・○・○ （有・無）	2	1					10・13	
11	○○○○	S・○・○ （有・無）								点
12	○○○○	S・○・○ （有・無）								点
13	○○○○	S・○・○ （有・無）								○
14	○○○○	S・○・○ （有・無）								△
15	○○○○	S・○・○ （有・無）			4				4・5・7・15	
16		・　・ （有・無）								
17		・　・ （有・無）								
18		・　・ （有・無）								
19		・　・ （有・無）								
20		・　・ （有・無）								

※　1　消費従事予定者は全員記載し、変更があった場合は修正のうえ、事前に許可申請先に提出すること。

2　製造者名は、本表のNo.で記載してもよい。

3　備考欄に消費責任者は○印、煙火置場責任者は△印、点火のみに従事する者は、「点」と記載すること。

・原則18歳以上であること。
・経験の無い者は、2,400gまでとする。

このページは申請時、添付の必要はありません。

別表第１（第２条関係）

打揚煙火（スターマイン及び仕掛の裏打ちを含む。）の保安距離

煙火の種類及び直径	距離（m）	
	細工物	星物
６０ｃｍ超 ９０ｃｍ 以下　（３０号）	４００	４６０
３０ｃｍ超 ６０ｃｍ以下　（２０号）（１５号）	３３０	３６０
２４ｃｍ超 ３０ｃｍ以下　（１０号）	２３０	２５０
１８ｃｍ超 ２４ｃｍ以下　（８号）（７号）	２００	２００
１５ｃｍ超 １８ｃｍ以下　（６号）	１５０	１７０
１２ｃｍ超 １５ｃｍ以下　（５号）（４.５号）	１４０	１６０
９ｃｍ超 １２ｃｍ以下　（４号）	１２０	１３０
６ｃｍ超 ９ｃｍ以下　（３号）（２.５号）	１００	１００
３ｃｍ以上 ６ｃｍ以下　（２号）（１号）	５０	５０

注　１　球状、筒状を問わず打揚がるもので径が３０ミリメートル以上のもの。

【参考：上記表の対象となる打揚煙火等の例】　　**A＝30mm以上**

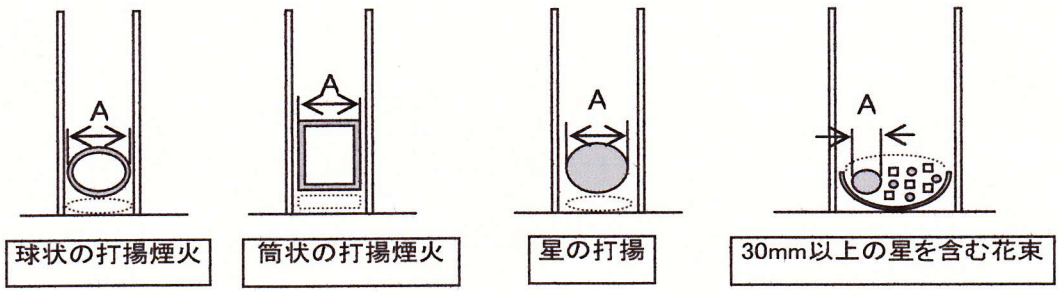

２　スターマイン及び仕掛の裏打ちを含む。

３　球状、筒状を問わず上空で開発するものを打揚筒を傾斜させて打揚げる場合には、打ち出し方向に対して２倍の距離。

このページは申請時、添付の必要はありません。

別表第２（第２条関係）

仕掛煙火の保安距離（打揚げるものについては、単発物も含む。）

煙火の種類	距離
枠仕掛　文字、絵型等	２０ｍ以上
水上仕掛　水中金魚等	移動範囲から２０ｍ以上
花車	２０ｍ以上
吹き出すもの（噴出煙火以外のもの：滝等）	同上
花束	同上
打揚がるものの内容物径が３０ｍｍ未満のもの	同上
筒を傾斜させて打揚がるもので内容物外径が３０ｍｍ未満のものは、打ち出し方向に対して	５０ｍ以上
地雷・地割	打揚げ煙火の距離
その他の観賞用煙火 綱火	移動範囲から１０ｍ以上
その他の煙火	その都度関係機関と協議のうえ決定する。

別表第３（第２条関係）

音楽その他の芸能の公演等の演出効果の用に供する煙火の保安距離

煙火の種類	距離
炎・火の粉を噴出するもの	飛散距離の１．５倍の距離、但し最低５ｍ
炎・火の粉を噴出しないもの	４ｍ

このページは申請時、添付の必要はありません。

別表第４（第２条関係）

噴出煙火の保安距離等

区分		薬量		筒の噴き出し方向の前後（m）	筒の側面（m）	筒相互の間隔（m）
噴出煙火	手筒花火	600ｇ以下	直立し点火するもの	—	５	１．５
			上記以外のもの	１０	５	１．５
		600g を超え 1,200g 以下		１５	１０	２．０
		1,200g を超え 1,800g 以下		２０	１５	２．５
		1,800g を超え 2,400g 以下		２５	２０	３．０
		2,400g を超え 3,000g 以下		２８	２３	３．５
		3,000g を超え 4,000g 以下		３０	２５	４．０
	噴水花火	6,000g 以下		—	手筒煙火の薬量区分に準ずる。ただし、4,000g を超えるものは 30m とする。	点火者の安全が保てる距離とする。

別表第５（第２条関係）

噴出煙火の保安距離等

区分		薬量		筒の噴き出し方向の前後（m）	筒の側面（m）
噴出煙火	手筒花火	600ｇ以下	直立し点火するもの	—	4
			上記以外のもの	4	4
		600g を超え 1,200g 以下		9	7
		1,200g を超え 1,800g 以下		１３	１０
		1,800g を超え 2,400g 以下		１７	１３
		2,400g を超え 3,000g 以下		１９	１５
		3,000g を超え 4,000g 以下		２０	１７
	噴水花火	6,000g 以下		—	手筒煙火の薬量区分に準ずる。ただし、4,000g を超えるものは 20m とする。

別表第６（第７条関係）

このページは申請時、添付の必要はありません。

防護措置等

<table>
<tr><th rowspan="2">煙火玉の直径</th><th colspan="3">打揚筒からの離隔距離</th></tr>
<tr><th>5m 未満</th><th>5m 以上 10m 未満</th><th>10m 以上 20m 未満</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3cm 超
15cm 以下
（5 号玉）</td><td colspan="2">(ｲ)飛散物を遮断する防護措置</td><td>(ﾊ)飛散物に対する安全対策</td></tr>
<tr><td>厚さ 2mm 以上のポリカーボネート板又は畳床※１</td><td colspan="2">ヘルメット等</td></tr>
<tr><td colspan="2">厚さ 28mm 以上のポリカーボネート板又は畳床 7 枚以上又は厚さ 8.1mm 以上の鋼板※1、2</td><td>厚さ 2mm 以上のポリカーボネート板又は畳床※１</td><td>ヘルメット等</td></tr>
<tr><td>21cm 以下
（7 号玉）</td><td colspan="2">厚さ 4mm 以上のポリカーボネート板又は畳床※１</td><td>厚さ 4mm 以上のポリカーボネート板又は畳床※1</td><td>厚さ 2mm 以上のポリカーボネート板又は畳床※１</td></tr>
<tr><td>24cm 以下
（8 号玉）</td><td colspan="3">(ﾛ)飛散物の威力を軽減する防護措置</td></tr>
<tr><td>30cm 以下
（10 号玉）</td><td colspan="2">打揚不可</td><td>厚さ 8mm 以上のポリカーボネート板又は畳床 2 枚又は厚さ 2.3mm 以上の鋼板※1</td><td>厚さ 5.9mm 以上のポリカーボネート板又は畳床 2 枚以上又は厚さ 1.7mm 以上の鋼板※1</td></tr>
<tr><td>60cm 以下
（20 号玉）</td><td colspan="2">打揚不可</td><td>打揚不可</td><td>厚さ 16mm 以上のポリカーボネート板又は畳床 4 枚又は厚さ 4.6mm 以上の鋼板　※1</td></tr>
<tr><td>60cm.超</td><td colspan="2">打揚不可</td><td>打揚不可</td><td>打揚不可</td></tr>
</table>

※１上記表と同等程度の防護措置能力のあるもので可とする。

※２直径 21cm を超え 24cm 以下の煙火を離隔距離 5m 未満で打揚げる場合の防護措置を右図のように打揚筒に対し 45° に設置するときは、厚さ 20 mm 以上のポリカーボネート板又は畳床 5 枚以上又は厚さ 5.8mm 以上の鋼板または同等以上の能力を有する措置で可とする。

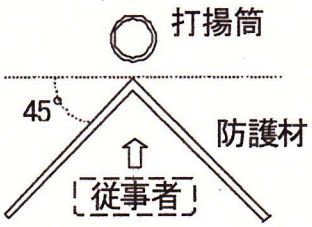

その他

（１）防護材（ポリカーボネート板、鋼板）の設置にあたっては、筒ばねが生じた際、防護材が従事者を直撃しないよう固定措置等を講ずること。

（２）防護材の大きさは、人がかがみ隠れる程度の大きさとすること。

[参考図]

複数の打揚筒で同時に打ち揚げる場合の防護措置

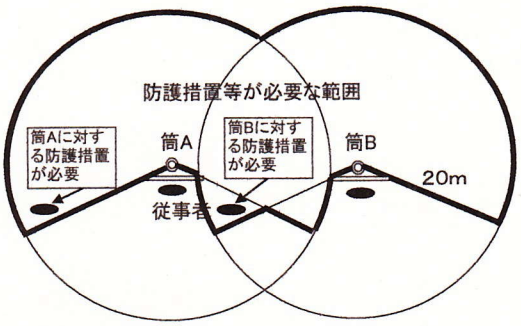

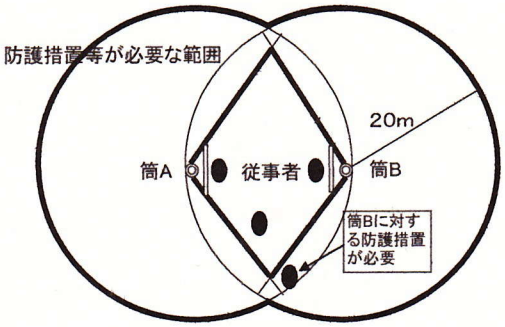

煙火消費許可申請のチェックリスト

申請時間（受付時間）短縮を図るため、以下の注意点を確認してから申請書を提出して下さい。

1　許可申請書が３部揃っていますか？

申請（提出用）には３部必要です。消費場所が海域に及ぶ場合は４部必要です。なお１部は、申請者の控えとして許可証交付の際にお返しします。

□

2　花火の種類と数量がすべて一致していますか?

申請書（押印した１ページ目）と添付の資料の種類・数量が異なっているケースが多く見られます。特に、手筒に関しては不一致の場合が多いので、今一度確認をしてから提出して下さい。

例　申請書（１ページ目）、消費の順序（４ページ目）、噴出煙火消費計画書、噴出煙火従事者名簿の合計数に数字の食い違いがあります。

□

3　消費場所（番地等）はすべて記載されていますか?

消費場所の地番表示が抜けていたり、複数の消費場所があるにもかかわらず、１箇所の消費場所しか記載されていないケースがよく見られます。許可証に記載されるため、消費場所が抜けている場合、消費できなくなりますので注意してください。

例　打揚煙火、噴出煙火、仕掛煙火が別々の場所で消費される場合は、３箇所の記載を行ってください。

□

4　１８歳未満の方が煙火取扱従事者名簿に記載されていませんか？

１８歳未満の方は原則として煙火の取扱いができませんので注意してください。特に手筒の従事者名簿に誤って記載されていることがありますので、生年月日を十分確認してください。

□

5　消費場所の図面に保安距離が確保できることが分るように、観客、建物等への距離が記載されていますか? また、観客の位置は明示してありますか?

　煙火消費の許可申請の際に保安距離の確保が必要条件になりますので、煙火の種類ごとに実際確保できる距離関係を図面に記載して下さい。
（別添図面を参考にしてください。）

□

6　立入禁止措置を行う位置を図面に記載し、実施措置についても記載してありますか?

　消費場所に通じる道路等には、保安距離以上の地点で立入禁止措置を施し、どんな方法で関係者以外の立入禁止するか図面に記載して下さい。
　例えば、ロープ張り、柵、見張人などを記載して下さい。
（別添図面を参考にしてください。）

□

7　中国花火を消費する場合、すべての種類の「輸入煙火証明書」を添付してありますか?

　中国煙火はそれぞれの固有名称を使用して申請書に記載していただくか、別紙にまとめて種類及び数量を記載して下さい。

□

8　打揚煙火を消費する場合には、打揚筒の固定方法、打揚者の防護措置に関する図面を添付してありますか?

□

9　許可申請には、手数料７，９００円が必要になります。

　許可された後で、消費する煙火の種類の追加あるいは許可を受けた煙火の数量増加を行うなどの場合は、再度許可申請が必要となります。

□

なお、ご不明の点がありましたら、下記の連絡先までお問合せください。

連絡先　豊橋市消防本部予防課　予防グループ
電話　０５３２－５１－３１１５